



令和2年4月30日

担当課	産業政策課・商工振興課
担当者	入山・清水
電話	(073)435-1040 (073)435-1233
内線	3032・3041

和歌山市の飲食店等を応援します！

～テイクアウト・デリバリー支援事業及び中小企業サポート補助金～

令和2年4月臨時市議会において可決された、新型コロナウイルス感染症に関する緊急経済対策事業である上記2事業について、本日（4月30日）から、次のとおり募集を開始します。

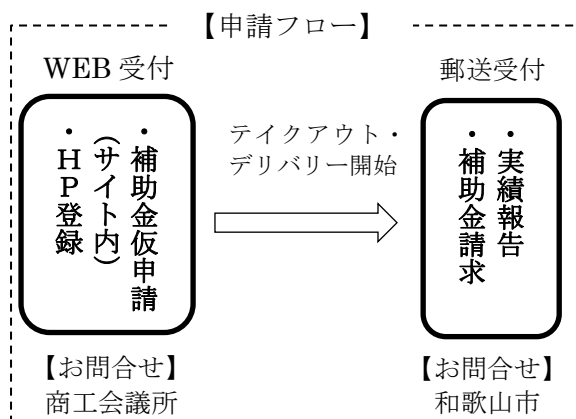
なお、その他の事業につきましても順次実施し、影響を受けている事業者の方々の支援を行ってまいります。

1 テイクアウト・デリバリー支援補助金の受付開始について

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食業などの事業者を支援するためのテイクアウト・デリバリー支援補助金の受付を開始します。

また、テイクアウト・デリバリーを行う事業者をPRするためのホームページを開きました。今後、事業者のPRを商工会議所と連携して実施していきます。

- (1) 補助金額 上限10万円（補助率1/2）
- (2) 対象経費 チラシ、器具备品、割引キャンペーン等にかかる経費
- (3) 受付開始日 4月30日（木）からHPの申請受付開始
(令和2年1月29日以降分を遡及適用)
- (4) 問い合わせ先 産業政策課(073-435-1040)



和歌山商工会議所の「BUY LOCAL」推進の中で運用されているHPをリニューアル
<http://wakayamabuylocal.com/>

2 中小企業サポート補助金の受付開始について

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、市内中小事業者が事業継続のために行う、既存事業・サービス等の拡充・転換などに要した経費に対し補助金の受付を開始します。

- (1) 補助金額 上限20万円（補助率1/2）
- (2) 対象経費 印刷製本費、通信運搬費、施設整備費、備品購入費、機械装置費等にかかる経費
- (3) 受付開始日 4月30日（木）から補助金申請の受付開始（郵送可）
(令和2年1月29日以降分を遡及適用)
- (4) 問い合わせ先 商工振興課(073-435-1233)

市内の飲食店の テイクアウト・デリバリーを応援します！！ (経費の2分の1を補助！補助金10万円まで)

和歌山市内の事業者による飲食物のテイクアウトやデリバリーに係る費用の一部を補助する制度を創設しました。

【1】補助対象となる事業者（各事業者1回のみ）

- (1) 市内に主たる事業所がある
 - (2) 中小企業者（※）である
 - (3) 新型コロナウイルスの影響で前年同月比5%以上売上が減少した
 - (4) 飲食店営業（食品営業許可）の許可を受けている
 - (5) フランチャイズではない
 - (6) 市税を完納している
 - (7) 暴力団等との関わりがない
 - (8) テイクアウト・デリバリー支援事業における紹介HPに情報を掲載している
- ※上記8項目すべて満たしている必要があります。

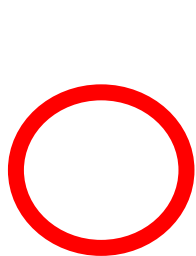
※中小企業者（飲食店の場合）
（以下の要件のいずれかを満たす者）

資本金・出資金	常時使用する従業員数
5千万円以下	50人以下

※新型コロナウイルスの感染拡大前からテイクアウト・デリバリー事業を行っていた事業者も対象となります。

【2】補助の対象となる経費イメージ

①テイクアウト・デリバリーを行うための必要経費 (令和2年1月29日以降に発注・購入等を行ったもの。)



- テイクアウト・デリバリーに関するチラシやパンフレット、メニュー表等の作成費用
- 上記広告の印刷費用
- 上記広告の折り込み広告やインターネット等への掲載費用



- 宅配専用バイク・自転車の購入・リース費用
- 既存バイク等の配達用への改造費用



- テイクアウト・デリバリーを行うため必要となるクーラーボックスや岡持ち等の購入費用
- テイクアウト・デリバリー用の容器
- デリバリー等に必要の保冷材等



- ×テイクアウト・デリバリーに関係の無いチラシやパンフレット等の作成費用
- ×上記広告の印刷費用、掲載費用

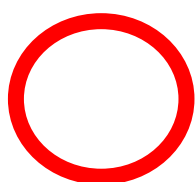


- ×デリバリー以外の用途に使用されるバイク・自動車等の購入・リース費用
- ×デリバリーに関係の無い車両改造費用等

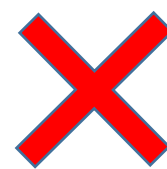


- ×食材等の原材料費
- ×人件費等

②テイクアウト・デリバリー商品の割引販売における割引額 (令和2年1月29日以降に割引販売を行ったもの。)



- チラシやHP上に、通常価格と割引価格を明示した割引商品
- ※特設ページに通常価格・割引後価格を明示することが条件となります。



- ×廃棄ロス対策による、事前通知の無い割引商品
- ×割引前価格の明示されていない商品
- ×市価に比して著しく高額な定価設定をしているもの

※申請書式等については和歌山市ホームページに掲載しています。手続き詳細は裏面【4】をご確認ください。

お問い合わせ・ご相談は **和歌山市役所 産業政策課**

TEL : 073-435-1040

E-mail : sangyoseisaku@city.wakayama.lg.jp

【3】補助対象経費詳細（補助金上限10万円）

①テイクアウト・デリバリーを行うための必要経費

テイクアウト・デリバリーを行うために必要となる経費の2分の1を補助します。

※対象となる経費

- (1) テイクアウトやデリバリーに必要な消耗品関連費用【例：弁当容器、割りばし、おしぼり、保冷剤等の購入費用】
- (2) テイクアウトや割引等の周知のための印刷費用関連【例：メニュー表、チラシ作成、クーポン券作成費用等】
- (3) テイクアウト等への対応のための委託・外注費用【例：チラシ等のデザイン委託・写真撮影、調理場の間仕切設置等】
- (4) テイクアウト等の広報費用【例：ホームページの作成・改修費用、新聞やインターネット等への広告掲載費用等】
- (5) テイクアウト等を行うための器具等費用【例：クーラーボックス、岡持ち、保冷庫、真空パック機等購入費用等】
- (6) デリバリーのための機材等費用【例：宅配専用自転車・宅配専用バイク等の購入、既存バイクの配達用改造費用等】

※対象とならない経費

- (1) 人件費や原材料費（食材費等）
- (2) 一般車両やパソコン等汎用性が高く、テイクアウト・デリバリー事業以外への利用が認められるもの
- (3) 工事費・交際費・娯楽費等、テイクアウト・デリバリー事業に直接の関係性が認められないもの

②テイクアウト・デリバリー商品の割引販売における割引額

テイクアウト・デリバリー商品の割引販売を行った際に、割引額の2分の1を補助します。

【例：700円の商品を500円で販売⇒200円割引の2分の1となる100円分を市から補助】

※補助対象となる割引率は、50%まで。

（70%引き商品の場合、50%引き分が対象。割引前販売額の25%分が補助金となります）

【例：1,000円の商品を300円で販売⇒500円の割引までが対象のため、250円分市から補助】

【4】補助申請手続きについて

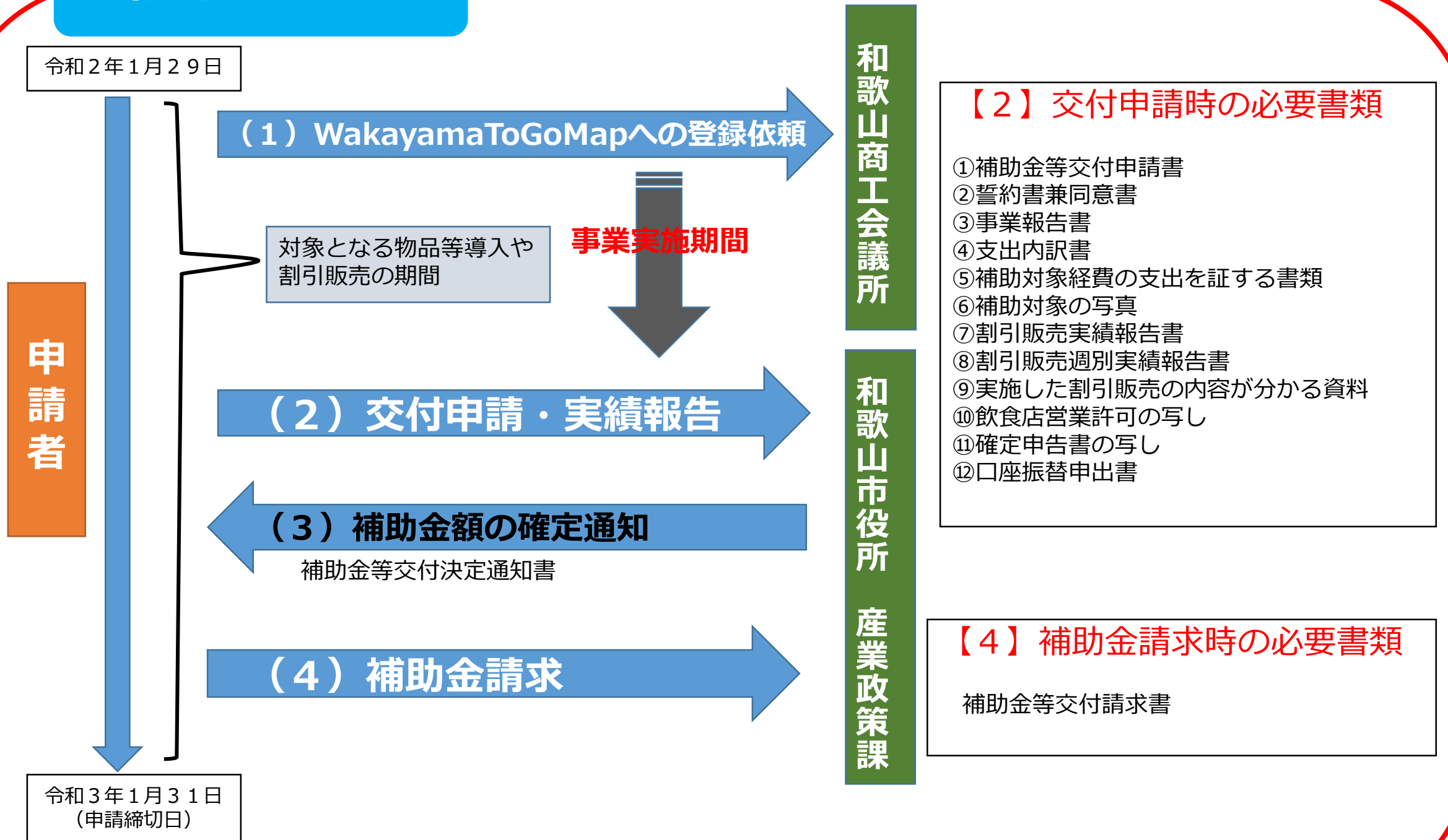
※新型コロナウイルスの拡大を防止する観点から、申請については基本的に**郵送**とします。

やむを得ず郵送等の対応ができない場合は、産業政策課までまずは電話でご相談ください。

申請については、交付申請書以外に飲食店営業の許可証などが必要となります。詳しくは産業政策課にお問い合わせいただくか、和歌山市ホームページをご確認ください。

※【 <http://www.city.wakayama.wakayama.jp/> 】から、バナー右側の市報わかやま下部にある広報ページ番号検索に【1029161】を入力してください。該当ページに移動します。

手続きフロー図



※締切日にかかわらず、予算に達した場合は、その時点で申請の受付を終了します。

事業の拡充・転換を実施する 市内中小企業を支援します!

市内中小企業者が事業継続のために行う、
既存事業の拡充・転換に要した費用の一
部を補助する制度を創設しました。
ぜひ、ご活用ください。

最大 **20** 万円
補助率 1 / 2

対象者

次の要件をすべて満たす中小企業者

1. 法人にあっては市内に主たる事務所又は事業所を有し、
個人にあっては市内に住所及び主たる事務所を有すること
2. 市税を滞納していないこと

対象事業

1. 令和2年1月29日から令和3年1月31日までに実施する事業
2. 既存の事業を拡充又は既存の事業から異なる事業へ転換する事業

(例) 販売やサービス提供のオンライン化
既存事業に加えて、公衆衛生用品の製造
既存事業から配達・配送事業への一時的な転換

※ 公序良俗に反するもの等、一部対象とならない事業があります。
詳細は、HPでご確認又は下記までお問合せください。

補助対象経費

機械装置費、備品購入費、原材料費、委託費、人件費 等

お問合せ先

和歌山市役所10階 商工振興課

電話 073-435-1233

FAX 073-435-1256

メール shoko@city.wakayama.lg.jp

和歌山市中小企業サポート補助金



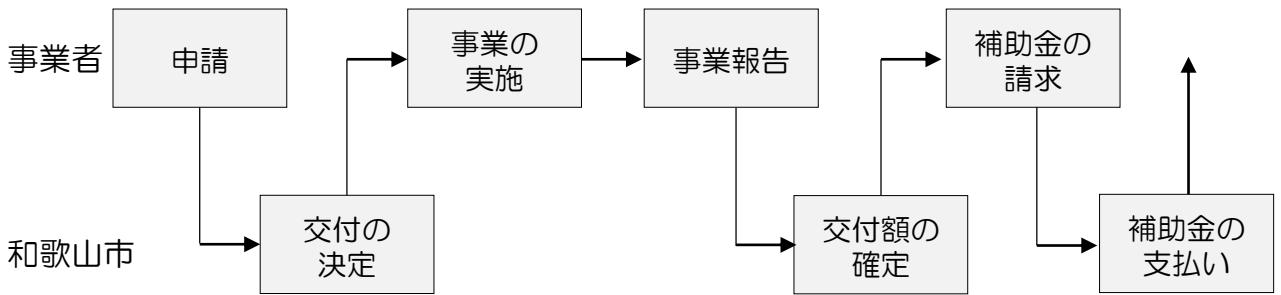
詳細はウェブで検索
又は QRコードか
ら市のHPをご覧ください



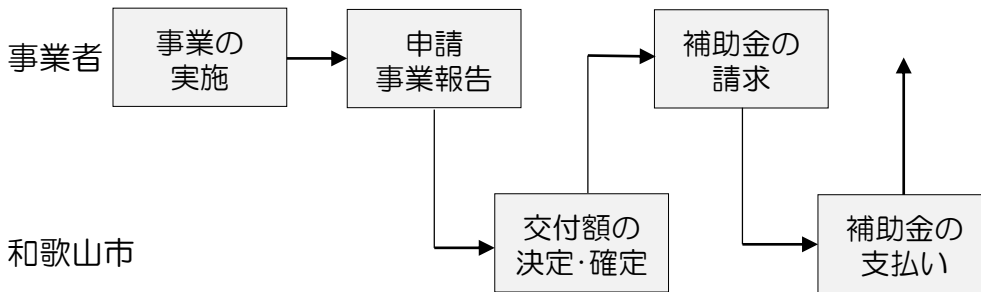
よくあるお問合せ

申請の流れを教えてください。

これから事業を行う場合



5/31までに事業が完了している場合



申請書を郵送で提出してもよいですか。

郵送でも構いません。

郵送の場合は、事業内容についてヒアリングを行うため、事前に電話による相談をお願いします。

申請期限はいつまでですか。

令和3年1月末までに申請から事業報告まで完了している必要があります。
ただし、予算上限に達し次第、受付を終了とします。

お問合せ先

和歌山市役所10階 商工振興課

電話 073-435-1233

FAX 073-435-1256

メール shoko@city.wakayama.lg.jp

和歌山市中小企業サポート補助金



詳細はウェブで検索
又は QRコードか
ら市のHPをご覧ください

